

境界確定の申請方法等について

あなたの所有する土地が尾道市の管理する公共用地に接しているときは、境界確定の申請をすることにより、境界を明確にすることができます。

1 申請から境界確定までのながれ

- (1) 土地境界確定申請書を提出
- (2) 申請書の受付・審査
- (3) 現地立会の通知
- (4) 現地立会
- (5) 境界確定協議書の提出
- (6) 境界確定協議書の締結・手数料の納付

2 土地境界確定申請書の作成について

(1) 申請者

申請者は、法務局に登録されている土地の所有者になります。申請者欄に記名又は署名してください。ただし、次に該当する場合は、それぞれ次の定めるところにより申請することができます。

ア 法人が土地所有者の場合は、当該法人の代表者となります（当該法人が解散又は倒産した場合は清算人又は管財人）。

イ 共有地の場合は、共有者全員となります。ただし、共有者全員の委任を受けた者がいる時は当該委任を受けた者で申請できます。

ウ 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員となります。ただし、当該相続人全員の委任を受けた者がいる時は、当該委任を受けた者で申請できます。

エ 土地所有者が制限行為能力者の場合は、法定代理人（親権者等成年後見人、保佐人及び補助人）とし、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名のうえ、法定代理人が併記して申請できます。

オ 土地所有者からの申請が困難である場合は、当該所有者からの委任を受けた者で申請できます。

※上記の委任については、委任状に委任者が記名又は署名したものを申請書に添付してください。また、委任者が法人の場合には資格証明書類を添付してください。

ただし、境界確定協議書の締結を土地所有者（共同所有者・相続人）以外の第三者に委任する場合は、委任者は委任状に実印を押印し印鑑証明書を添付してください。なお、印鑑証明書は申請者の請求により、原本を還付することができます。

(2) 代理人

申請者は、土地境界確定に関わる事務の一部を代理人に委任することができます。委任する場合は、代理人欄に記名又は署名してください。また、委任状に委任者が記名または署名したものを申請書に添付してください。また、委任者が法人の場合には資格証明書

類を添付してください。

(3) 申請地（境界を求める土地の表示）

申請地は、公共用地との境界を求める所有地について、土地の登記事項証明書に記載されている内容を記載してください。

(4) 添付書類

ア 位置図

市販の住宅地図や地形図などを利用し、申請地周辺がわかるようにしてください。申請地には朱書きで「申請地」と示してください。

イ 法務局備付地図

境界の確認を求めるラインを朱線で表記し、縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の職氏名を記入のうえ押印してください。また、必要があれば旧公図を添付してください。

ウ 土地の全部事項証明書

申請地及び申請地に隣接する有地番の公共用地のものを添付してください。なお、申請者の請求により、原本は還付することができます。

エ 隣接土地所有者等一覧表（様式第2号）

申請地に隣接する土地について、登記簿の内容を記載してください。隣接する公共用地が法定外公共物の場合は、公共用地に隣接する土地についても記載してください。

オ 現況写真

隣接する公共用地の状況がわかる写真としてください。

カ 現況実測平面図

既存のものがある場合は添付してください。

キ 委任状（様式第3号）

(1)又は(2)により委任する場合は添付してください。

ク 申請者の住所、氏名が土地の全部事項証明書の記載事項と異なる場合は、次の書類を添付してください。

○住民票等（土地の全部事項証明書記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が証明できる資料）

○戸籍謄本等（土地の全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手続きがなされていないときは、相続人と証明できる戸籍謄本及び戸籍謄本をもとに作成した相続関係説明図（ただし、戸籍謄本等の関係書類についてはすべて還付します。））

3 申請書の受付・審査について

申請のあった土地が所有権確認等の訴訟又は紛争中の場合は原則として受け付けできませんのでご注意ください。

申請書の提出部数は1部、提出先は次のとおりです。

(1) 尾道市の管理する道路（里道）・河川（水路）の他、用地課が管理・所有する市有地・法定外公共物に対する申請書は、次の担当部署へ提出してください。

旧尾道市・御調町・向島町・・・建設部用地課

7 境界確定協議書の締結・手数料の納付について

- (1) 境界確定協議書が締結された場合は、境界事務担当者から申請者（又は代理人）にご連絡しますので、担当部署までご来庁ください。なお、郵送により境界確定協議書の受け取りを希望される場合は、切手を貼付した封筒をご用意ください。
- (2) 境界確定協議書の締結には手数料が必要です。境界確定協議書と併せて納付書を発行していますので、納付書により手数料を納付してください。
○手数料の額 一筆500円（一筆増すごとに300円加算）

8 境界標の設置について

境界確定の協議が調ったときは、申請者が原則として公共用地側に境界標を設置してください。必要に応じて金属プレートについては市から提供します。

9 境界確定の不調について

次の場合は、境界確定が不調となります。特に現地立会において、関係者の協議により境界を確認した場合でも、境界確定協議書を締結しない場合は、境界確定不調として取り扱いますのでご注意ください。

- (1) 申請者と境界線について確定協議が調わない場合
- (2) 隣接地等の土地所有者及び利害関係人が承諾しない場合
- (3) 申請者に提出を求めた書類が3か月以内に提出されない場合
- (4) 申請者から境界確定協議書を締結しない意思表示がされた場合
- (5) その他境界を確定することができない場合

8 その他

- (1) 過去に境界確定協議書を締結している土地について、再立会は原則行いません。ただし、境界位置の構造物の変更などにより不明確になった場合は、再度、立会することができます。
- (2) 過去の境界確定協議書の証明が必要な場合は、境界確定証明願により証明書を発行することができます。証明書が必要な場合は、境界確定証明願（様式第8号）に次の添付図書を添えて当該申請者が必要な部数に1を加えた数を提出してください。なお、申請者の作成した現況実測平面図（筆界点・基準点座標値及び辺長を記載したもの。縮尺1/250～1/500）により証明を行う場合は現況実測平面図を添付の上、必要な部数に1を加えた数を提出してください。
 - ア 位置図
 - イ 法務局備付地図（縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の職氏名を記入のうえ、捺印すること。なお、必要があれば旧公図を添付すること。）
 - ウ 土地の全部事項証明書
 - エ 委任状（委任する場合に限る。）
- (3) 境界確定証明願の申請者は土地所有者となります。
- (4) 証明書の交付には1部につき300円の手数料が必要です。